**社会福祉法人による生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業（Ａ制度）を**

**実施の際、国保連合会への必要な情報の送付について**

令和7年1月より、世田谷区の介護保険基幹システムが変更になり、さくら証による利用者負担軽減に関する運用が一部変更となります。

　それに伴い、社会福祉法人による生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業（以下、A制度）による介護費の軽減を行った場合、翌月に国保連合会へ送付する請求情報の中に、下記の項目を含めていただく必要があります。

なお、実際の軽減額等については変更ありません。

〇国保連合会への送付が必要な項目

介護給付費請求明細書情報の「社会福祉法人軽減額情報レコード」

項番１：交換情報識別番号

項番2：レコード種別コード

項番3：サービス提供年月

項番4：事業所番号

項番5：証記載保険者番号

項番6：被保険者番号

項番7：軽減率

項番8：サービス種類コード

項番9：受領すべき利用者負担の総額

項番10：軽減額

項番11：軽減後利用者負担額

※厚生労働省より発出されている「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」をご確認ください。

下記URLのⅢ．資料4「国保連合会とのインタフェースの変更について」内の仕様書・解説書「サービス事業所編」P48‐4に上記レコードの詳細がございます。

URL:<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=20583&ct=002005001>

※項番7：軽減率について

A制度の軽減率は、国制度による25％軽減＋区独自制度による35％軽減の計60％で構成されています。

上記の項番7については、**国制度の25％**で入力をお願いいたします。

このため、「項番10：軽減額」および「項番11：軽減後利用者負担額」についても、軽減率25％で計算した金額で入力をお願いいたします。

〇留意事項

・介護給付費請求明細書情報に入力された内容は、他の介護給付サービス費算出のための根拠となりますので、過不足なく、かつ、正確な入力にご協力をお願いいたします。

・サービス提供年月が令和7年1月以降のものが対象となります。なお、既に当該項目を含めて国保連合会への請求を行っていただいている事業者様については、特段処理を変更する必要はございません。

・お使いの請求ソフトにより社会福祉法人軽減額情報レコードの入力方法が異なりますので、入力の仕方につきましては、お手数ですが請求ソフトのご担当者様へご確認ください。

・請求ソフトの仕様等の理由で項番7を60％で入力する必要がある場合は、下記担当までご連絡をお願いいたします。

・その他、ご不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【担当】

介護保険課管理係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話03-5432-2298